



Press Release

厚生労働省 東京労働局発表 令和3年5月28日 東京労働局労働基準部安全課 担 課 長 山崎 琢也 主任安全専門官 長澤 英次 電 話 03(3512)1615

令和2年労働災害発生状況(確定値)

~ 死亡者数は過去最少も休業 4 日以上の死傷者数は平成 11 年以降で最多 ~

東京労働局(局長 土田浩史)は、令和2年の東京都内の労働災害の発生状況を取りまとめましたので、公表します。

ポイント

1 令和2年の東京都内の労働災害発生状況(詳細は添付資料1)

死亡災害発生状況

労働災害による死亡者数は 39 人で、令和元年(平成 31 年)と比べて 8 人 (17.0%)減少し、令和2年の死亡者数は過去最少となりました。

死亡者数の業種内訳は、建設業 14 人、陸上貨物運送事業 6 人、商業 4 人、接客 娯楽業 2 人、清掃・と畜業 2 人、その他 11 人の計 39 人です。

死傷災害発生状況

労働災害による休業4日以上の死傷者数は 10,645 人で、令和元年(平成 31年)と比べて75人(0.7%)増加しました。死傷者数のうち、50歳以上の高年齢労働者が占める比率は約5割となっています。

業種別の死傷者数は、保健衛生業(2,032人)、商業(1,828人)、建設業(1,022人)、陸上貨物運送事業(981人)の順となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の り患による死傷者数は、972 人となっています。

2 今後の取組等

労働災害を減少させるために東京労働局や事業者、労働者等が重点的に取り組む事項を定めた中期計画である「第 13 次東京労働局労働災害防止計画」(計画期間: 2018~2022 年度、以下「13 次防」という。)では、計画期間中に平成 29 年(12 次防最終年)と比較して、死亡者数を 15%以上、死傷者数を 5%以上減少させることを目標としています。

死亡者数については、同計画の目標を超えた減少となっていますが、死傷者数に

ついては、平成11年以降最多となりました。

13次防の4年目となる令和3年度は、同計画を基に、今後も関係事業者に対する指導や働きかけに取り組んでいきます。

第13次東京労働局労働災害防止計画の概要

計画のねらい

"Safe Work TOKYO"の下、

「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」を

キャッチフレーズとして、すべての関係者が認識を共有して取組を推進



トップが打ち出す方針。

みんなで共有 生み出す安全・安心

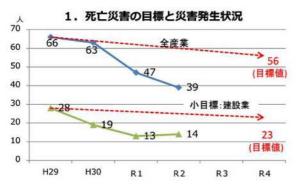
目標

- ○**死亡災害**: 2017年と比較して、2022年までに15%以上減少
- ○死傷災害: 2017年と比較して、2022年までに5%以上減少

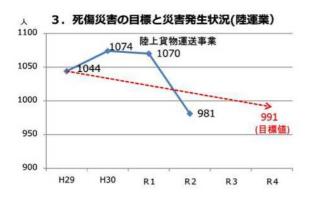
(小目標)

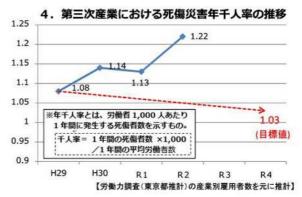
- ·建設業···2017年と比較して、2022年までに死亡者数を15%以上減少
- ・製造業・・・機械災害対策を重点的に講じることにより、死亡災害を発生させない
- ・陸上貨物運送事業・・・2017年と比較して、2022年までに死傷者数を5%以上減少
- ・第三次産業・・・2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少
- ・ほか、メンタルヘルス対策、腰痛、熱中症で目標設定

13次防計画の目標と災害発生状況









【添付資料】

- 1 今和2年東京都内における労働災害発生状況
- 2 令和 2 年死亡災害発生状況(確定値)
- 3 令和2年死傷災害発生状況(確定値)

令和2年 東京都内における労働災害発生状況

1 概況

令和2年の東京労働局管内の労働災害による死亡者数(以下「死亡者数」という。)は39人で、前年に比べ8人(17.0%)減少、休業4日以上の死傷者数(以下「死傷者数」という。)は10,645人で、前年に比べ75人(0.7%)の増加となった。

労働災害を減少させるために東京労働局や事業者、労働者等が重点的に取り組む事項を定めた中期計画である「第 13 次東京労働局労働災害防止計画」(計画期間: 2018~2022 年度、以下「13 次防」という。)では、計画期間中に平成 29 年(12 次防最終年)と比較して、死亡者数を 15%以上、死傷者数を 5%以上減少させることを目標としている。

死亡者数については、同計画の目標を超えた減少となったが、死傷者数については、平成 29 年と比較すると、13 次防の重点業種である社会福祉施設で増加となり、同計画の達成が困難な状況となっている。

また、東京都内においては、全産業の死傷災害の 68.0%、全産業の死亡災害の 38.5%を第三次産業 が占めている。

第三次産業とは、商業(卸・小売業を含む) 金融・広告業、通信業、保健衛生業(社会福祉施設を含む) 接客娯楽業(飲食店を含む) 清掃・と畜業(ビルメンテナンス業を含む) 等を指す。

東京労働局管内労働災害による死亡者数、死傷者数の推移

- 1 死亡者数は減少傾向、休業4日以上の死傷者数は増加傾向にある。
- 2 死亡者数は過去最少となった。
- 3 休業4日以上の死傷者数は、平成27年以降5年連続の増加となった。

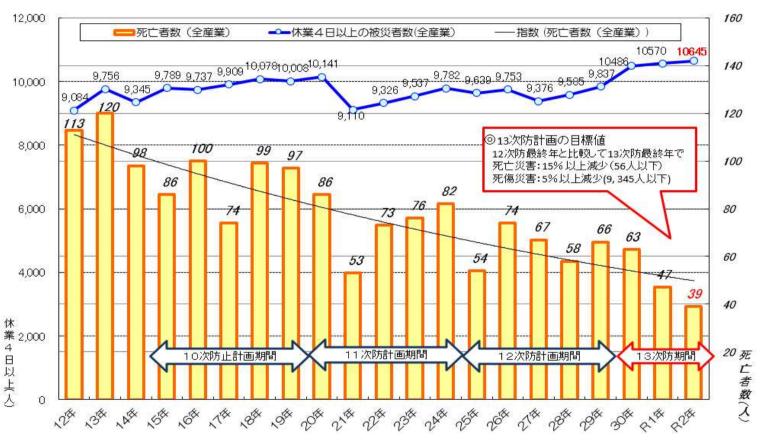


図1-1 東京労働局管内の労働災害の推移

主な業種別死亡災害事例(令和2年)

表1-1 災害事例

【建設業】

- ・既設のくさび緊結式足場の一部を解体する作業中、足場と躯体の隙間から地階まで 墜落した。
- ・埋設されている処理槽周辺の点検作業中、硫化水素中毒になった。
- ・作業床開口部に架け渡してあった足場板上を通行していた際に墜落した。
- ・外部足場の盛替えを行うため、組立作業の補助を行っていたところ熱中症になった。
- ・掘削溝の中で墨出し作業を行っていたところ、擁壁が落下し、下敷きとなった。
- ・アースオーガー(建柱車)の格納用ワイヤーロープが切れ、オーガーが大き〈振れ、隣で作業していた被災者に激突した。
- ・移動式クレーンを用いて荷を吊り上げて旋回したところ、移動式クレーンが傾き、転倒 した。

【陸上貨物運送事業】

- ・荷主先にて荷物を大型トラックへ積み込んでいたところ、積み込んだ荷が倒れ下敷きとなった。
- ・ターレットトラックを運転中にパレットに乗り上げ、運転席から転落した。
- ・フォークリフトを運転しパレットを移動させていたところ、前進操作中にプラットホーム端 部からフォークリフトごと転落した。
- ・荷主先事業場前の道路上で、駐車し自車トラックの後方で荷物の積み込み作業を行っていたところ、後方より別のトラックに追突された。

【接客娯楽業】

·閉め切った店舗内で、木炭燃料の窯を使用中、不完全燃焼による一酸化炭素中毒になった。

【その他】

- ・階段を昇降していたところ転倒し、階段のステップ付近に頭部を強打した。
- ・交通誘導場所への移動中、走行中のダンプカーに接触した。
- ・コンベヤーにゴミを流す作業を行っていたところ、稼働中のコンベヤーの回転軸とベルトの間に身体が巻き込まれた。

過去 10 年間の東京局管内死傷災害(休業4日以上)の推移

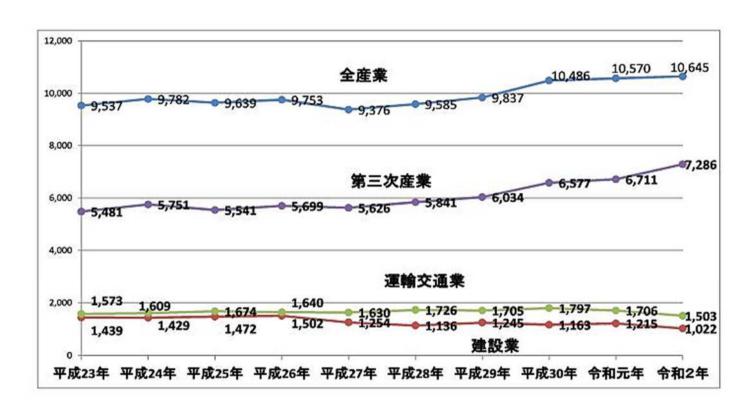


図1-2 業種別死傷者数の推移

第三次産業の労働災害発生状況



図1-3 第三次産業の死傷者数・割合の推移

2 災害発生状況の分析

(1)死亡災害

令和 2 年の東京労働局管内の死亡者数は 39 人で、前年に比べ 8 人(17.0%)減少、 平成 29 年(12 次防最終年)と比べ 27 人(40.9%)の減少であった。

13 次防目標は、令和4年までに死亡者数を平成29年と比較して、15%以上減少させることとしているが、死亡者数は13次防目標を超えた減少となった。

令和 2 年の死亡者数の業種内訳は、建設業 14 人、陸上貨物運送事業 6 人、商業 4 人、接客娯楽業 2 人、清掃・と畜業 2 人、その他 11 人の計 39 人である。

事故の型別にみると、「墜落・転落」7人、「交通事故(道路)」6人、「有害物との接触」4人、「激突」3人となっている。

(2)死傷災害

令和2年の東京労働局管内の死傷者数は10,645人で、前年に比べ75人(0.7%) 増加、平成29年(12次防最終年)と比べ808人(8.2%)の増加であった。13次防期間中は増加傾向にあり、3年連続で1万人を超えている。

前年との比較では、建設業で193人(15.9%) 接客娯楽業で139人(13.2%) その他の運輸交通・貨物取扱業で120人(35.0%) 製造業で91人(12.8%) 商業で74人(3.9%)減少したが、保健衛生業で838人(70.2%)増加であった。

なお、新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害(972人)を除くと、令和2年の死傷者数は9,673人となり、平成29年(12次防最終年)の死傷者数9,837人と比べ164人の減少となっている。

事故の型別では、「転倒」が 2,508 人(23.6%) 次いで「動作の反動・無理な動作」が 1,848 人(17.4%)「墜落・転落」が 1,473 人(13.8%)となっている。

また、事故の型の「その他」は、昨年よりも 988 件増加しているが、これは新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を含むためである。

(3)高年齢労働者による死傷災害(参照;図2-1)

死傷災害のうち50歳以上の高年齢労働者(以下、「高年齢労働者」という。)による災害は5,198人で全体の約48.8%であり、全死傷者数の半数近くを占めている。

10年前の平成22年における死傷者数(9,326人)に占める高年齢労働者の割合は41.7%であり、この10年で高年齢労働者の労働災害は増加した。

年齡別労働災害発生状況 平成 22 年 ~19歲,167,1.8% 20歲~29歲 60歲~,1,929, 1,417, 15,2% 20.7% 30歲~39歲 41.7% 1,890, 20.3% 50歲~59歲 1,954, 21.0% 40歲~49歲 1.969, 21.1% 令和2年 20金~29歳 1535. 14,4% 60歲~, 2,631, 24.7% 30歳~39歳,1,531, 14.4% 48.8% 50歲~59歲。2,567。 24.1% 40歳~49歳 2,180. 20.5%

図2-1 年齢別労働災害発生状況(平成22年、令和2年)

(4)業種別の災害発生状況(参照;表2-1)

【製造業】

製造業の死亡者数は1人で前年と比較し6人減少、死傷者数621人で、前年と比較し91人(12.8%)減少した。

死傷災害を事故の型別にみると、「はさまれ・巻き込まれ」が製造業の死傷者数の22.4%を占めている。(なお、「はさまれ・巻き込まれ」は、例えば機械設備にはさまれたり、身体をまき込まれて被災した場合に分類されるものである。)

「はさまれ・巻き込まれ」を防止するためには、機械設備等の本質的安全化を図るとともに、リスクアセスメントを実施し、定常作業・非定常作業共に、作業マニュアルの策定や見直しを行った上で、作業マニュアルの遵守徹底が必要である。

【建設業】

建設業の死亡者数は 14 人で前年と比較し 1 人増加したが、平成 29 年(12 次防最終年)と比べると、14 人(50%)減少した。死傷者数は 1,022 人で、前年と比べ 193 人(15.9%)減少、平成 29 年と比べて 223 人(17.9%)減少した。

死傷災害を事故の型別にみると、「墜落・転落」が31.1%を占めている。

「墜落・転落」を防止するためには、墜落・転落のおそれがある作業箇所において、 有効な作業床を確保するとともに、手すりの設置等、的確な墜落・転落災害防止対策 を講じるほか、有効な作業床が確保できない場合は、墜落制止用器具の使用を徹底す る必要がある。また、施工計画段階において、リスクアセスメントを的確に実施する ことにより、高所作業が発生しない、より安全な工法の採用を検討する必要がある。

【陸上貨物運送事業】

陸上貨物運送事業とは、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業を合わせたものである。 陸上貨物運送事業の死傷者数は 981 人であり、前年と比べて 193 人 (15.9%) 減少したが、死亡者数は同数の 6 人であった。

死傷災害を事故の型別にみると、「動作の反動・無理な動作」が 214 人 (21.8%) で、次いで「墜落・転落」が 212 人 (21.6%) 「転倒」が 175 人 (17.8%) となっている。

これらの災害は、荷物取扱い中のものが多くを占めており、トラックの荷台からの 墜落・転落、転倒及び腰痛防止対策が課題である。

【第三次産業】

第三次産業とは、商業(卸・小売業を含む) 保健衛生業(社会福祉施設を含む) 接客娯楽業(飲食店を含む)清掃・と畜業(ビルメンテナンス業を含む)等の合計を指すものである。

死傷者数は7,286人であり、前年に比べて75人(0.71%)増加、平成29年(12次) 防最終年)と比べて808人(8.2%)の増加となった。

第三次産業の中でも死傷者数の多い業種は、小売業(1,383人)社会福祉施設(1,187人)飲食店(733人)ビルメンテナンス業(605人)であり、第三次産業の死傷者数の69.6%を占めている。13次防計画では、この4業種を第三次産業の災害防止の重点業種としている。

第三次産業は前年に比べて 575 人 (8.7%) 増加しているが、これは新型コロナウイルス感染症によるものを含むためである。

死傷災害を事故の型別にみると、「転倒」(1,975人)「動作の反動・無理な動作」 (1,375人)「その他」(1,042人)」であり死傷者数の60.3%を占めている。

(ア)小売業

第三次産業のうち小売業の死傷者数は、1,383人である。

事故の型別にみると、「転倒」が 416 人(30.1%)、「動作の反動・無理な動作」が 278 人(20.1%)となっており、この 2 つの事故の型で死傷者数の半数を占めている。

小売業では、段差のある箇所で転倒するケースが多いことから、転倒災害の防止が最重要課題である。

(イ)社会福祉施設

第三次産業のうち社会福祉施設の死傷者数は、1,187 人で前年に比べ 246 人(26.1%) 増加した。

事故の型別にみると、「動作の反動・無理な動作」が 389 人 (32.8%) 「転倒」が 303 人 (25.5%) となっており、死傷者数の半数以上を占めている。

(ウ)ビルメンテナンス業

清掃・と畜業のうち、ビルメンテナンス業の死傷者数は 605 人(63.9%)である。 事故の型別にみると、「転倒」が 249 人(41.2%)「墜落・転落」が 125 人(20.7%) である。

段差のある箇所で転倒するケース及び、作業中の高所作業での墜落・転落災害が多く発生していることから、転倒災害の防止及び、墜落・転落を防止するための安全措置を確実に講じることが必要である。

(オ)飲食店

第三次産業のうち、飲食店の死傷者数は733人である。

事故の型別にみると、「転倒」が 198 人(27.0%)、「切れ・こすれ」が 138 人(18.8%) である。これは、水や油で濡れた床面による転倒災害、包丁や食品加工用機械による切れ・こすれが発生していることによるものである。

また、死傷災害のうち 30 歳未満の労働者が 251 人(34.2%)であり、経験年数が 1 年未満の死傷者数は 213 人(29.1%)であった。30 歳未満であり、経験年数が 1 年未満の労働者は、117 人で飲食店の死傷災害の 16.0%である。

30 歳未満又は経験年数が少ない労働者に対する労働災害防止対策が必要であるといえる。

表 2 - 1 業種別の主な事故の型別の発生状況

業種	墜落・転落	がシエな事品 はさまれ・ 巻き込まれ	転倒	動作の反動・無理な動作	交通事故 (道路)
製造業 621 人	76 人	139人	120 人	80 人	9人
(100%)	(12.2%)	(22.4%)	(19.3%)	(12.9%)	(1.4%)
建設業	318 人	110人	110人	65 人	29 人
1,022 人 (100%)	(31.1%)	(10.8%)	(10.8%)	(6.4%)	(2.8%)
陸上貨物運送事業 981 人	212 人	113人	175 人	214 人	49 人
(100%)	(21.6%)	(11.5%)	(17.8%)	(21.8%)	(5.0%)
うち道路貨物 855 人	197人	93 人	147 人	188 人	48 人
(100%)	(23.0%)	(10.9%)	(17.2%)	(22.0%)	(5.6%)
うち陸上貨物取扱 業	15 人	20 人	28 人	26 人	1人
126 人 (100%)	(11.9%)	(15.9%)	(22.2%)	(20.6%)	(0.8%)
第三次産業	799 人	356 人	1,975人	1,375人	435 人
7,286 人 (100%)	(11.0%)	(4.9%)	(27.1%)	(18.9%)	(6.0%)
うち小売業 1,383 人	141 人	94 人	416 人	278 人	107人
(100%)	(10.2%)	(6.8%)	(30.1%)	(20.1%)	(7.7%)
うち社会福祉施設 1,187 人	45 人	22 人	303 人	389 人	80 人
(100%)	(3.8%)	(1.9%)	(25.5%)	(32.8%)	(6.7%)
うち飲食店 733 人	64 人	25 人	198 人	87 人	39 人
(100%)	(8.7%)	(3.4%)	(27.0%)	(11.9%)	(5.3%)

うち清掃・と畜業 947 人	174 人	62 人	301 人	165 人	20 人
(100%)	(18.4%)	(6.5%)	(31.8%)	(17.4%)	(2.1%)
全産業合計 10,645 人	1,473人	757 人	2,508人	1,848人	764 人
(100%)	(13.8%)	(7.1%)	(23.6%)	(17.4%)	(7.2%)

典型的な労働災害の「事故の型」は以下のものです。

- ・墜落・転落:高所から落ちて死傷するほか、はしごや階段などから足をすべらせた場合、重機等を 運転していて作業場所などから重機等とともに落ちる場合を含みます。
- ・はさまれ・巻き込まれ:運転中の機械などに体の一部をはさまれたり、巻き込まれたりして死傷するほか、ドア、台車、荷物や資材などに手足や指をはさむ場合を含みます。
- ・転倒:通路や床などで足をすべらせたり、何らかのものにつまづいて転ぶ場合のほか、重機を運転していて、横転した場合を含みます。
- ・動作の反動・無理な動作:腰痛のほか、捻挫を含みます。
- ・交通事故(道路):交通事故のうち道路交通法適用の場合をいいます。

(5)派遣労働者の労働災害発生状況

表 2 - 2 派遣先労働者の労働災害発生状況

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年 (平成 31 年)	令和2年
派遣先労働者[人]	289	310	351	302
全労働者[人]	9,837	10,486	10,570	10,645

注;派遣先労働者は、派遣先から提出された労働者死傷病報告を集計したもの。

(6)新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害発生状況

表 2 - 3 新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害発生状況 (令和 2 年 業種別内訳)

	業種	死傷者数
製造業		7
鉱業		0
建設業		44
運輸交通業		25
貨物取扱業		1
農林業		0
畜産・水産業		0
商業		19
金融広告業		2
映画・演劇業		2
通信業		3
教育研究業		23
 保健衛生業 		739
	うち医療保健業	561
	うち社会福祉施設	176
接客娯楽業	-	12
清掃・と畜業	34	
その他の事業	61	
合計	972	

注; 労働者死傷病報告により作成したもの。

(7)外国人労働者の労働災害発生状況

表2-4 外国人労働者の労働災害発生状況(在留資格別)

在留資格別の死傷者数

在留資格の分類	死傷者数[人]
専門的技術的分野の在留資格	50
うち特定技能	10
特定活動	20
技能実習	44
身分に基づく在留資格	236
その他	1
不明	1
計	352

注; 労働者死傷病報告により作成したもの。

表2-5 外国人労働者の労働災害発生状況(国籍・地域別)

国籍別の死傷者数

国籍・地域(上位 10)	死傷者数[人]
中国	87
フィリピン	68
ベトナム	53
韓国	20
ミャンマー	19
ネパール	18
インドネシア	11
ペルー	10
トルコ	6
インド	5
パキスタン	5

注; 労働者死傷病報告により作成したもの。

3 今後の東京労働局の取組み

東京労働局では、第13次労働災害防止計画(平成30年度~令和4年度)に基づき、 事業者等に対する災害防止等の指導や働きかけを継続するとともに、労働災害の発生 状況を踏まえた的確な労働災害防止対策を推進します。

なお、労働災害防止対策を推進する上では、新型コロナウイルスの感染防止に配慮することが重要であることから、事業場に対して、感染拡大を予防する新しい生活様式の定着を進めるとともに、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」(資料)の活用をお願いしています。

【重点業種に対する取組み】

「建設業]

- ・有効な作業床の確保等的確な墜落・転落災害防止対策の徹底
- ・フルハーネス型墜落制止用器具への移行と使用の徹底を勧奨
- ・リスクアセスメントに基づくより安全な工法の採用
- ・建設現場と店社が一体となった安全衛生管理の徹底
- ・建設現場における外国語併記の安全標識の活用等の「見える化」の促進
- ・建設業界を取り巻く状況の変化を踏まえた指導、支援等の推進
- ・発注者及び関係団体等と連携した労働災害防止対策の強化

「製造業]

- ・リスクアセスメントの的確な実施
- ・職長等に対する能力向上教育等の徹底

「陸上貨物運送事業]

・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく取組み の徹底

「第三次産業1

- ・「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」に基づく取組みの徹底(資料)
- ・多数の店舗等を展開する企業における全社的な労働災害防止対策の推進
- ・労働災害を多発させた企業に対する指導
- ・業界団体、関係行政機関等と連携した労働災害防止対策の周知啓発

[全業種]

- STOP!転倒災害プロジェクトの実施(資料)
- ・高年齢労働者対策「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく取組促進(資料)

【参考資料】

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト 「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」実施要綱

STOP!転倒災害プロジェクトリーフレット

エイジフレンドリーガイドライン

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- 1 このチェックリストは、職場における<u>新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な</u> 対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 2 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。職場の実態を確認し、全員(事業者と労働者)がすぐにできることを確実に実施いただくことが大切です。
- 3 確認した結果は、**衛生委員会等に報告**し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋げてください。また、その**結果について**全ての**労働者が確認できるように**してください。

衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

		項 目	確認	
1	感	感染予防のための体制		
	·事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。			
		・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。(衛生管理者、衛生推進者など)	はいいいえ	
		・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はいいいえ	
		・労働者が感染予防の行動を取るように指導することを、管理監督者に教育している。	はいいいえ	
		·安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はいいいえ	
		・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はいいいえ	
		・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はいいいえ	
2	感	染防止のための基本的な対策		
	(1)事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
		・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はいいいえ	
	(2)感染防止のための3つの基本: 身体的距離の確保、 マスクの着用、 手洗い		
		・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はいいいえ	
		・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はいいいえ	
		・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。	はいいいえ	
		・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている(手指消毒薬の使用も可)。	はいいいえ	
		・その他(はいいいえ	

	項 目	確認				
(3)三つの密の回避等の徹底					
	・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。	はいいいえ				
	・その他(はいいいえ				
(4	日常的な健康状態の確認					
	・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はいいいえ				
	・出社時の確認や労働者の日々の体調を確認できるアプリの活用等により、全員の日々の体調(発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等)を確認している。	はいいいえ				
	・体調不良時には正直に申告しやすい雰囲気を醸成し、体調不良の訴えがあれば勤務させないこと、 正直に申告し休むことで不利益な扱いにしないことを、職場で確認している。	はいいいえ				
	・その他(はいいいえ				
(5)一般的な健康確保措置					
	・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はいいいえ				
	・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はいいいえ				
	·その他(はいいいえ				
(6)「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について					
	・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。	はいいいえ				
	・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。	はいいいえ				
	・オフィスの人口密度を減らした「オフィスはひろびろと」を取り入れている。	はいいいえ				
	・「会議はオンライン」を取り入れている。	はいいいえ				
	・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。	はいいいえ				
	・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。	はいいいえ				
(7	<u> </u> 7)新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集					
	·国、地方自治体や一般社団法人日本渡航医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の 高い学術学会等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	はいいいえ				
	・その他(はいいいえ				
3 感	染防止のための具体的な対策					
(1)基本的な対策					
	・ 換気の悪い密閉空間、 多くの人が密集、 近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。	はいいいえ				
	・上記「3つの密」が重ならな〈ても、リスクを低減させるため、出来る限り「ゼロ密」を目指している。	はいいいえ				
	·その他(はいいいえ				
(2)換気の悪い密閉空間の改善					
	・季節に応じて、リーフレット「『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」、「熱中症予防に 留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」、「冬場における『換気の悪い密閉空 間』を改善するための換気の方法」を参照し、適切に換気を行っている。	はいいいえ				
	・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はいいいえ				
	・その他(はいいいえ				

	項	目	確認
(3)多(0	O人が密集する場所の改善		
·業態	こ応じて可能な範囲で出勤を抑制するよう	に努めている。	はいいいえ
·電車 [・] 図って		差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を	はいいいえ
・テレヒ	ご会議やWeb会議の活用等により、人が集ま	まる形での会議等をなるべ〈避けるようにしている。	はいいいえ
	での会議やミーティング等を行う場合は、マ 氐1m)空、可能な限り真正面を避けるように	スクの着用を原則とし、人と人の間隔をできるだけ2 こしている。	はいいいえ
	業等において、人と人が近距離で対面する と人の間にアクリル板、不燃性透明ビニー	ことが避けられない場所は、労働者にマスクを着用さ ルカーテンなどで遮蔽するようにしている。	はいいいえ
	外(バスの移動等)でもマスクの着用や、換 ととしている。	気、人との間隔を取る等、三つの密を回避するよう努	はいいいえ
·休憩	時間の3密回避のため、労使協議の上、昼	休みを時間差で設定している。	はいいいえ
	舎や社員寮等の労働者が集団で生活するは 基本的な感染防止対策を実施するよう、労	場でも、三つの密(密集、密接、密閉)の回避をはじめ 働者に周知啓発を行っている。	はいいいえ
・その化	也()	はいいいえ
(4)接触:	感染の防止について		
	機器等(例:電話、パソコン、デスク等)や流避している。共用する場合には使用前後で	台具・工具などについては、複数人での共用をできる ・の手洗いや手指消毒を徹底している。	はいいいえ
	こ着席場所を選んで仕事を行うフリーアドレ 開の確保、利用状況の記録等を実施する。	・スを導入する場合には、使用前後での消毒、充分な こととしている。	はいいいえ
ル(容) ること 人か	量%で60%以上)や界面活性剤や次亜塩素 としている。	別品、機器、治具・工具等について、こまめにアルコー 素酸ナトリウム0.05%水溶液による清拭消毒を実施す を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や ほされていません。	はいいれえ
・そのイ	也()	はいいいえ
(5)近距	離での会話や発声の抑制		
·職場 [·]	では、同僚を含む他人と会話する際には、ス	大きな声を出さずに距離をなるべ〈保持するようにして	はいいいえ
·外来	者、顧客、取引先との対面での接触や近距	離での会話をなるべく避けるようにしている。	はいいいえ
・どうし	てもマスクなしで1m以内で会話する必要だ	がある場合は、15分以内に留めるようにしている。	はいいいえ
		着する必要がある作業では、声で合図連絡する場合 健用や伝声板付きのマスク採用が望ましい。	はいいいえ
・そのイ	也()	はいいいえ
(6)共用	トイレの清掃等について		
·不特	定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う	こととしている。	はいいいえ
・トイレ	の床や壁は次亜塩素酸ナトリウム0.1%水液	 溶液で手袋を用いて清拭消毒する。	はいいいえ
・トイレ	の蓋を閉めて汚物を流すように表示してい	る。(便器内は通常の清掃でよい)	はいいいえ
・ペー/	パータオルを設置するか、個人ごとにタオル	ンを準備する。	はいいいえ
・そのイ	也()	はいいいえ

		項 目	確認		
	(7)休憩スペース等の利用について			
		・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控え、長居しないようにしている。	はいいいえ		
		・休憩スペースは常時換気することに努めている。	はいいいえ		
		・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。	はいいいえ		
		・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせている。	はいいいえ		
		・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限している、マスクを外したままの談 笑を控えるよう注意喚起している、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている、などの工夫をしている。	はいいいえ		
		・社員食堂では感染防止のため、トングやポットなどの共用を避けている。	はいいいえ		
		・喫煙所では同時に利用する人数に制限を設け、手指消毒後に十分乾いてから喫煙するよう指導し、 会話をせず喫煙後は速やかに立ち退くことを、利用者に周知し、徹底している。	はいいいえ		
		・その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。	はいいいえ		
		・その他(はいいいえ		
	(8)ゴミの廃棄について			
		・鼻水、唾液などが付いたゴミ(飲用後の紙コップ、ビン、缶、ペットボトルなどを含む)は、ビニール袋に入れて密閉して廃棄することとしている。	はいいいえ		
		·ゴミを回収する人は、マスク、手袋、保護メガネを着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手 洗いをすることとしている。	はいいいえ		
		・その他(はいいいえ		
4	配	 虚が必要な労働者への対応等			
		・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底と、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関への電話相談を求めている。	はいいいえ		
		・高齢者や基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、高血圧症、がんなど)を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊娠している労働者や同居家族(同居者)にそうした者がいる労働者については、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮(テレワークや時差出勤等)を行っている。	はいいいえ		
		・特に妊娠中の女性労働者が、医師又は助産師からの指導内容について「母健連絡カード」等で申し出た場合、産業医等の意見も勘案の上、作業の制限または出勤の制限(在宅勤務又は休業をいう。)の措置を行っている。	はいいいえ		
		・テレワークを行う場合は、業務とプライベートの切り分けに留意し、上司や同僚とのコミニュケーション 方法を検討し、在宅勤務の特性も理解したうえで、運動不足や睡眠リズムの乱れやメンタルヘルスの問 題が顕在化しやすいことを念頭において就業させている。	はいいいえ		
		・その他(はいいいえ		
5	新	型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」)が出た場合等の対応			
	(1)陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化			
		・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はいいいえ		
	(2)陽性者等が出た場合の対応			
		・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はいいいえ		
		・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はいいいえ		

		項 目	確認
		・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の取り扱い範囲とプライバシー保護のルールを決め、全員に周知している。	はいいいえ
		・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするか ルール化し、全員に周知している。	はいいいえ
		・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。	はいいいえ
		・その他(はいいいえ
	(3)その他の対応	
		・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けて〈れる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」等を確認してある。	はいいいえ
		・事業場内の診療・保健施設で体調不良者を受け入れる場合は、事業場内での感染拡大の原因となる可能性があることに留意し、医療従事者は標準予防策を遵守し、適切な感染予防体制(受診者のマスク着用、待合や動線を分ける、受診者が一定の距離を保てるよう配慮するなど)を実行している。	はいいいえ
		・その他(はいいいえ
6	熱	中症の予防(暑熱作業があるなど熱中症のリスクがある場合に確認してください。)	
		·身体からの発熱を極力抑えるため、作業の身体負荷を減らすとともに、休憩を多くとることの重要性を 周知している。	はいいいえ
		・のどの渇きを感じな〈ても、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。 マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じに〈〈なることがあります。	はいいいえ
		・屋外で人と十分な距離(少な〈とも2m以上)が確保できる場合で、大声を出す必要がないときには、マスクをはずすよう周知している。	はいいいえ

ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R3.5.17版

「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」実施要綱

1 趣旨

第三次産業における労働災害は増加傾向にあり、特に、社会福祉施設、小売業及 び飲食店の発生件数は第三次産業全体の約5割を占めている。

労働災害が増加している要因としては、人手不足や労働者の高齢化などの要因のほか、転倒災害、腰痛災害など行動災害によるものが多い中で事業場の取組が進んでいないことや、店舗・施設に安全衛生担当者がいないなど安全衛生活動が低調である中で、その活動をサポートすべき本社・本部の取組が不十分であることも指摘されている。このため、企業・法人全体での労働災害防止の取組を進めるとともに、店舗・施設における基本的な安全衛生活動にも着眼した取組に配意する必要がある。

また、第三次産業は経営者に労働者の安全衛生に対する関心が必ずしも高くない傾向があるが、災害のない店舗・施設づくりは、施設利用者、消費者の安全にも寄与するものであることや人材確保にも資することを踏まえて、経営者の関心を高める必要がある。このことの訴求の明確化のため、昨年度までの本運動の名称を見直した。

本運動は、経営トップの参画の下、本社・本部と店舗・施設における労働災害防止のための取組を促進し、本社・本部と店舗・施設の役割に応じた全社的な安全衛生活動を展開することにより、職場の危険箇所の除去、作業方法等の改善、労働者の危険に対する感受性・注意力の向上等を図ることにより、小売業、社会福祉施設及び飲食店における労働災害を減少させることを目的とするものである。

2 期間

令和3年4月1日から2年間

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 実施者

小売業及び飲食店の多店舗展開企業の本社及び店舗、多くの社会福祉施設を展開する法人の本部及び施設

5 主唱者の実施事項

- (1) 厚生労働省の実施事項
 - ア 小売業、社会福祉施設及び飲食店の労働災害防止に係る周知啓発資料等の作成、配布
 - イ 小売業、社会福祉施設及び飲食店の労働災害防止対策に活用できるコンテン ツを集めた特設サイトの開設

- (ア) 災害事例、効果的な対策、好事例の紹介(チェックリストを含む。)
- (イ) 小売業、社会福祉施設及び飲食店の労働災害防止対策に資するセミナー等 の開催、案内
- ウ 本運動を効果的に推進するための各種団体等への協力要請
- エ 都道府県労働局、労働基準監督署による企業・法人、事業場への啓発・指導
- (2) 中央労働災害防止協会の実施事項
 - ア 推進運動の周知啓発
 - イ 事業場の安全衛生対策への指導援助
 - ウ KY 訓練、転倒災害防止、腰痛予防対策に資する研修等の開催、教育支援
 - エ 教育用テキスト、周知啓発資料等の提供
 - オ 転倒防止のための防滑靴、切創防止手袋、火傷予防手袋等の有効な保護具の 普及促進

6 実施者の実施事項

(1) 店舗・施設の実施事項

店舗・施設においては、次に示す各々のSTEPに掲げる事項のうちから、事業場の実情に応じて、必要な取組を実施すること。

STEP1

- ア 4 S (整理、整頓、清掃、清潔)の徹底による転倒災害等の防止
 - ※ 床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、安全 に介護等の作業ができる作業スペース、通路等の確保など
- イ 危険箇所の表示による危険の「見える化」
- ウ 作業マニュアルへの安全衛生上の留意事項の追記及び店舗・施設の従業員 への周知・教育、朝礼時等での安全意識の啓発

STEP2

- ア ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去
- イ KY(危険予知)活動による危険予知能力、注意力の向上
- ウ 防滑靴、切創防止手袋等の着用、介護機器・用具等の導入、使用の推進、 熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用

STEP3

- ア 店長・施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施
- イ 腰痛健康診断 (腰痛予防対策指針に基づくもの) や体力チェックの実施
- ウ 腰痛・転倒予防体操の励行

その他、リスクアセスメントの実施、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく職場改善、メンタルヘルス対策

(2) 本社・本部の実施事項

小売業及び飲食店の多店舗展開企業の本社並びに多くの社会福祉施設を展開す

る法人の本部は、次の実施事項のうち、企業・法人の労働災害の発生状況、労働者の健康管理の状況等に応じて、(1)の店舗・施設の実施事項が継続的、組織的に行われるよう、安全衛生体制の整備を含めた必要な取組を実施すること。

- ア 企業・法人傘下の店舗・施設全体の労働災害の発生状況の把握、分析
- イ 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
- ウ 安全に配慮した作業マニュアルの作成と店舗・施設への周知
- エ (1)に示す事項を含め、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を展開するとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を 行うこと
- オ 店舗・施設における安全衛生担当者(安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、安全推進者)等の配置状況の確認
- カ 店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育の実施
- キ 本社・本部安全衛生担当者、産業医、エリアマネージャー等による店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導及び健康確保措置の実施
- ク 安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小 冊子の配布
- ケ 店舗・施設のリスクアセスメントの実施及びその結果に基づく対策の実施
- コ 店舗・施設におけるメンタルヘルス対策に係る指導及び実施状況の把握
- サ 店舗・施設における健康診断、長時間労働者への面接指導及びそれらの事後 措置等の労働者の健康確保措置の実施状況の把握

7 留意事項

- (1) 本社・本部と店舗・施設の役割分担を明らかにして、それぞれの取組の実施を図ること。
- (2) 全ての事項の取組を求めるものではなく、店舗・施設の実態等に即して、可能なものから取組の実施を図ること。
- (3) 労働者の災害防止のみならず、店舗・施設における利用者や消費者の事故及びヒヤリハットの把握等の活動と併せて取り組むことで、より効果的な自主的取組が期待できること。
- (4) 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」及び「STOP!転倒災害プロジェクト」に基づく取組を、「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」に基づく取組事項に組み込むことが有効であること。
- (5) 複数の店舗・施設を有する企業にあっては、各店舗・施設が上記6(1)に基づいて実施した取組事例や取組に当たって工夫した点などを他の店舗・施設に共有する等により、企業全体の安全衛生水準の向上を図ること。

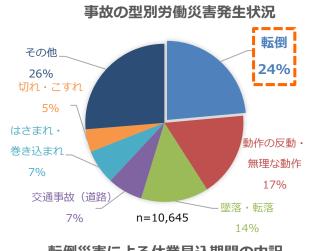


職場の転倒災害を防ぎましょう

~STOP!転倒災害プロジェクト実施中~

- 労働災害のうち転倒災害は最も多く全体の約4分の1
- 転倒災害の約4割は60歳以上
- 転倒災害の約6割は休業見込期間1か月以上
- 年齢とともに休業期見込み期間は長期化
- (滑り、つまずき、踏み外し)

都内の転倒災害発生状況(令和2年) 資料出所: 労働者死傷病報告

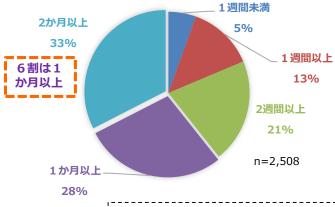


(人) 500 ■男 ■女 400 n=2,508300 200 100

年齢別・男女別の転倒災害発生状況

転倒災害による休業見込期間の内訳

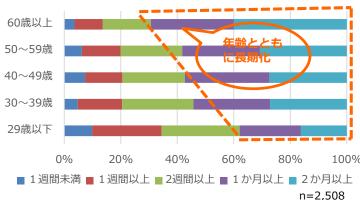




転倒災害による年齢別休業見込み期間の長さ

40代

30代



主な原因は「滑り」、 「つまずき」、 「踏み外し」

10代

20代





つまずき注意



踏み外し注意



6月は、転倒災害防止の重点取組期間です!

東京労働局・労働基準監督署 ~トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心~



STOP! 転倒災害プロジェクト (主唱:厚生労働省・中央労働災害防止協会)

」 重点取組期間に実施する事項

- ① 6月の実施事項
 - ア 安全委員会等における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議
 - イ チェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視、職場環 境の改善や労働者の意識啓発、防止対策の実施(定着)状況の確認
 - ② 準備期間(冬季前)の実施事項
 - ア 積雪、凍結前に労働者に対する注意喚起
 - イ 積雪、凍結時に転倒のおそれのある箇所の事前確認

2 一般的な転倒災害防止対策

- ① 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- ② 4 S (整理、整頓、清掃、清潔)の徹底による床面の水濡れ、 油汚れ等のほか台車等の障害物の除去等

3 冬季における転倒災害防止対策

- ① 気象情報の活用によるリスク低減の実施
- ② 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底

あなたの職場は大丈夫? 転倒の危険をチェックしてみましょう $\sqrt{}$ 転倒災害防止のためのチェックシート П 1 通路、階段、出口に物を放置していませんか 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、 その都度取り除いていますか 安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が 3 確保されていますか 4 転倒を予防するための教育を行っていますか 作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつ ちょうど良いサイズのものを選んでいますか ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい 場所の危険マップを作成し、周知していますか 6 段差のある箇所や滑りやすい場所などを標識など で注意喚起していますか ながらスマホやポケットに手を入れたまま 歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁 止していますか ストレッチ体操や転倒予防のための運動を

啓発資料や動画教材資料を掲載しています

厚生労働省ホームページでは、啓発資料(教育資料としても使えます)・リーフレット・動画(転倒・腰痛予防!いきいき健康体操)など転倒災害の防止に関連する様々な情報を掲載していますので、職場での安全衛生教育などにお役立てください。

転倒災害防止対策

検索

STOP! 転倒災害

転倒災害について





厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」では、転倒や腰痛災害の災害事例、防止対策をまとめていますので、職場での安全衛生教育などにお役立てください。

STOP! 転倒







エイジフレンドリーガイドライン(高年齢者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」 (エイジフレンドリーガイドライン)を策定しました。



働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう!

国による支援:エイジフレンドリー補助金

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します。

- 1 対象者 60歳以上の高年齢労働者を常時1人以上雇用する中小企業等の事業者
- 2 補助額 補助率2分の1、上限100万円
- 3 対象経費 高年齢労働者の労働災害防止のための措置に係る経費
- ○働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防
 - ・飛沫感染を防止すための対策
 - ・介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器 等
- ○身体機能の低下を補う設備・装置の導入
 - ・通路の段差の解消措置・・危険箇所への安全標識や警告灯の設置等
- ○健康や体力の状況の把握等
 - ・体力チェック ・運動、栄養、保健指導の実施
 - ・保健師やトレーナー等の指導による身体機能の維持向上活動等
- ○安全衛生教育の実施
 - ・高齢者の特性を踏まえた安全衛生教育等

新型コロナウイルス感染予防に 関する経費も対象となります。

補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、厚生労働省ホームページを御確認ください。



R3.6

エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」 (エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

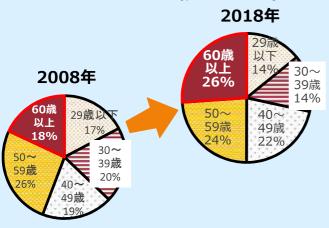
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%(2018年)で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

<年齢別死傷災害発生状況(休業4日以上)>

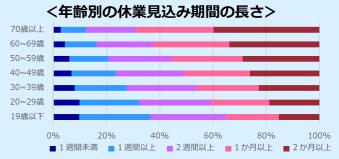


高齢者は身体機能が低下すること等により、 若年層に比べ<u>労働災害の発生率が高く、休業も</u> <u>長期化しやすい</u>ことが分かっています。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人 を含め**すべての働く人の労働災害防止を図る** ためにも、職場環境改善の取組が重要です。

<年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>





出典: 労働力調査、労働者死傷病報告

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることの ある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行って ください。

令和2年3月16日付け基安発0316第1号

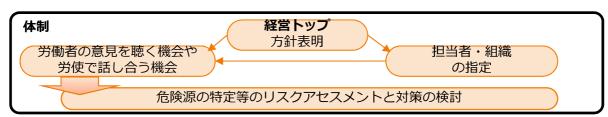
「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



事業者に求められる事項

事業者は、以下の1~5について、高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の**実情に応じ**、 国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよ うに努めてください**。

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



具件	具体的取組					
		予防	把握・気づき	措置		
場	安全衛	身体機能を補う 設備・装置の導入 (本質的に安全なもの)	危険箇所、危険作業 の洗い出し	身体機能を補う 設備・装置の導入 (災害の頻度や重篤度を低減させるもの)		
のリスク		メンタルヘルス対策 (セルフケア・ラインケア等)	ストレスチェック ①個人、②集団分析	職場環境の改善等のメンタルヘルス対策		
		健康維持と体調管理	作業前の体調チェック	働く高齢者の特性を考慮した作業管理		
))		 運動習慣、食習慣等の		健診後の就業上の措置(労働時間短縮、 配置転換、療養のための休業等)		
σ <u>.</u>		生活習慣の見直し	健康診断 	健診後の面接指導、保健指導		
レスク	,	体力づくりの	安全で健康に働く	体力や健康状況に適合する業務の提供		
		自発的な取組の促進	ための体力チェック	低体力者への体力維持・向上に向けた指導		

1 安全衛生管理体制の確立

ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- ・企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- ・対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- ・対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます



公考盧事項公

・高年齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- ・高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリ ハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的事項を参考に取組事項を決定します

公考盧事項公

・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→



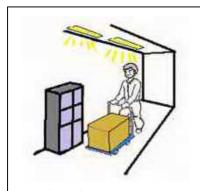
- ※フレイル:加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態 ※ロコモティブシンドローム:年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能(移動機能)が低下している状態
- ・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます



職場環境の改善

- (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入(主としてハード面の対策)
 - ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、 必要な対策を講じます
 - ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

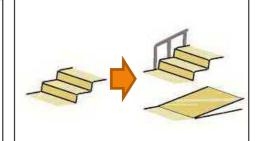
♥対策の例♥



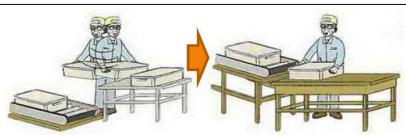
通路を含め作業場所の 照度を確保する



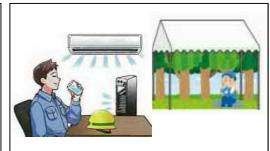
警報音等は聞き取りやすい 中低音域の音、パトライト 等は有効視野を考慮



階段には手すりを設け、可能 な限り通路の段差を解消する



不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業 対象物の配置を改善する



涼しい休憩場所を整備し、通気 性の良い服装を準備する





解消できない危険箇所 に標識等で注意喚起



リフト、スライディングシート等 を導入し、抱え上げ作業を抑制



水分・油分を放置せ ず、こまめに清掃する

その他の例

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材(床材や階段用シー ト)を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等の IoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する
- ・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの 調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する等

- (2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理(主としてソフト面の対策)
 - ・敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直し を検討し、実施します
 - ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

♥対策の例♥

<共通的な事項>

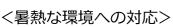
- ・事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫 することで高年齢労働者が就労しやすくします (短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等)
- 夕食介助
 夜間排泄介助
 体位変換
 朝食介助

 離床介助
 以床介助
 離床介助

 16:30
 21:00
 9:30

 見直し前
 日勤
 反動
 日勤

 見直し後
 日勤
 万動
 日勤
 - 夜勤の勤務時間見直しによる業務分散の例
- ・ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に 配慮した作業マニュアルを策定します
- ・注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間 の運用を図ります



- ・一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

<情報機器作業への対応>

・データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理の ない業務量とします

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- ・労働安全衛生法で定める雇入時および定期の健康診断を確実に実施します
- ・その他、以下に掲げる例を参考に、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような 取組を実施するよう努めます

♥取組の例♥

- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等(特定健康診査等)の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象になら ない者に対して、事業場の実情に応じて、健康 診断を実施するよう努めます



(2) 体力の状況の把握

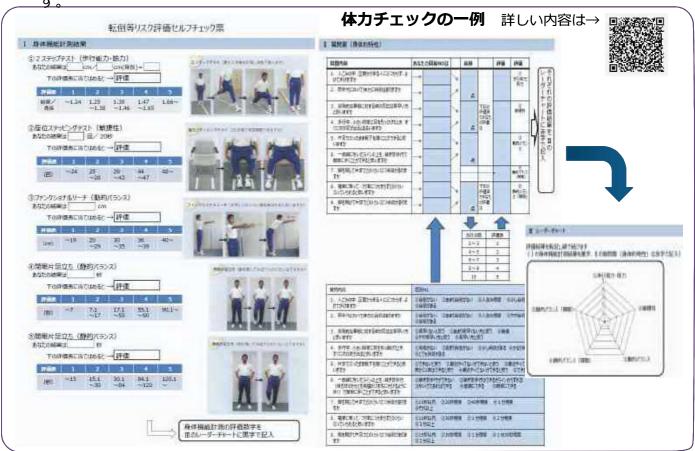
- ・高年齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高年齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高年齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力 チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜 その方針を見直します

♥対策の例♥

- ・加齢による心身の衰えのチェック項目(フレイルチェック)等を導入します
- ・厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- ・事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業 に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏 まえてルール化するようにします

公考盧事項公

・体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。



(3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

エイジフレンドリーガイドラインの概要

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

(1) 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置 脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされ ており、高年齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働 時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます



公考慮事項公

- ・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高年齢労働者に状況を確認して、十分な 話合いを通じて本人の了解が得られるよう努めます
- (2) 高年齢労働者の状況に応じた業務の提供 健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況 に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

公考盧事項公

- ・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
- ・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方の二一ズに対応することも考えられます

(3) 心身両面にわたる健康保持増進措置

- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増 進のための指針」に基づく取組に努めます
- ・集団と個々の高年齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取組むよう努めます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

学対策の例 学

- ・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
- ・体力等の低下した高年齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます 例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
- ・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

5 安全衛生教育

(1) 高年齢労働者に対する教育

- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写 真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を 行います

公考慮事項**公**

- ・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
- ・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
- ・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

(2) 管理監督者等に対する教育

・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高年齢労働者に特有の特徴と 対策についての教育を行うよう努めます

労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解**し、**自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。

個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解**し、労使の協力の下、以下の取組を実情に応じて進めてください。

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康 や体力の維持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の 健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保 険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認 します
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習 慣や食行動の改善に取り組みます



ストレッチの例 「介護業務で働く人のための腰痛予防の ポイントとエクササイズ」より

好事例を参考にしましょう

取組事例を参考にして、自らの事業場の課題と対策を検討してください

- ▶ 厚生労働省ホームページ
 - (先進企業) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html (製造業) https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html
- ➤ 独立行政法人高齢・ 障害・求職者雇用支援機構ホームページ http://www.jeed.or.jp/elderly/data/statistics.html

国による支援等(令和2年度)

エイジフレンドリー補助金 (新設)

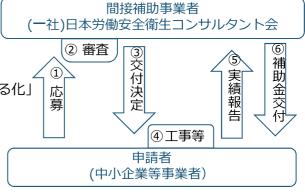
高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します 是非ご活用ください ※事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定(全ての申請者に交付されるものではありません)

- 1 対象者 60歳以上の高年齢労働者を雇用する中小企業等の事業者
- 2 補助額 補助率2分の1、上限100万円
- 3 対象経費

高年齢労働者の労働災害防止のための措置に係る経費 【措置の例】

- ○高齢者に優しい施設整備や機械設備の導入等
 - ・作業場内の段差解消 ・床や通路の滑り防止
 - ・リフト機器等の導入による人力取扱重量の抑制
- ○健康確保のための取組
 - ・高年齢労働者の体力低下について気づきを促す取組
 - ・ウェアラブル端末を活用したバイタルデータの「見える化」
- ○高年齢者の特性に配慮した安全衛生教育
- ※補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、 厚生労働省ホームページを確認してください。





厚生労働省

」 | 補助金

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、 高年齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

現場確認

専門職員が2時間程度で**現場確認とヒアリング**を行い、 事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。



結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえたアドバイスを行います。

- ◆ 転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防のアドバイスを行います。
- ◆ 現場巡視における目の付け所のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、**リスク低減の具体的方法**をお伝えします。

労働災害防止団体 問い合わせ先

- · 中央労働災害防止協会
- ·建設業労働災害防止協会
- · 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会
- ·港湾貨物運送事業労働災害防止協会

技術支援部業務調整課 03-3452-6366 技術管理部指導課

03-3453-0464 (建設業関係)

03-3455-3857 技術管理部 03-3452-4981

(陸上貨物運送事業関係) (林業・木材製造業関係)

教育支援課

技術管理部

03-3452-7201 (港湾貨物運送事業関係)

(製造業等関係)

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働 衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

> 電話:03-3453-7935 ホームページ: https://www.jashcon.or.jp/contents/

有料

高齢者の戦力化のための条件整備について個別に相談したいときは

高齢者戦力化のための条件整備について

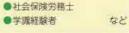
65歳超雇用推進プランナー にご相談ください!



65歳超雇用推進プランナー・ 高年齢者雇用アドバイザーとは

高齢者の雇用に関する専門的知識や経験等を持っている 外部の専門家です。

- ●企業の人事労務管理等の諸問題の解決に取り組んだこと のある人事労務管理担当経験者
- ●経営コンサルタント
- ●社会保険労務士
- 中小企業診断士





65歳超雇用推進プランナー・高年齢者雇 用アドバイザーは、全国のハローワークと 連携して、企業の高齢者雇用促進に向けた 取組を支援しています!

相談・助言

無料

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的 かつ技術的な相談・助言を行っています。

- ●人事管理制度の整備に関すること
- ●賃金、退職金制度の整備に関すること
- ●職場の改善、職域開発に関すること
- ●能力開発に関すること
- ●健康管理に関すること
- ●その他高年齢者等の雇用問題に関すること

機構HPはこちら



- 〇お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ(http://www.jeed.or.jp)から ご覧いただけます。
- ○「65歳超雇用推進事例サイト(https://www.elder.jeed.or.jp/)」により、65歳を超える人事制度を導入 した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。



令和2年死亡災害発生状況(確定値)

その1 署別・業種別

東京労働局 労働基準部安全課

映画家 建設工工業 大通家 (公園) (公園)	その 1	<u> </u>	<u></u> 耒艃乃	jlJ															果尔	<u> 罗鲫局</u>	<u> </u>	是準部 3	女全課
上野 3 4 1 2 1 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 3 3 1 2 2 2 1 1 7 2 1 3 3 3 2 2 2 2 1 7 2 2 1 3 3 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		製造業	建設業	土木工事業	建築工事業	木造家 屋建築 工事業	その他 の建設 業	2)陸 上貨物 運送事	ハイ ヤー・ タク シー業	の運輸 交通・ 貨物取	商業	小売業	保健衛 生業	社会福 祉施設	接客娯 楽業	飲食店	清掃と 畜業	ビルメ ン業	その他 の三次 産業	金融業	警備業	(鉱業、 農林業、 畜産・	署計
日本 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1	中央								1		1						1	1	4				4
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	上野		3		3								1				1	1	1				6
大田	三田		4 2	1	2		1	1															4
注	品川		2		2	1		1									1	1				1	2
新宿	大田	1	2		2			1 3	2						2	2			1				4
池袋	渋谷	2	1	1				1			1		1	1									1 5
王子 1 1 1 2 1	新宿		1		1				1								3	3					2
足立 1 1 1 1 2 1 1 1 1 3 1 1 1 1 3	池袋	1	1	1				1			2	2							1				4
日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	王子									1													1
電声 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	足立	1	1	1													1						1
注 注 注 注 注 注 注 注 注 注	向島		2	1			2				1	1							1		1		3
八王子 1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 3 2 2 1	亀戸		3	1	1		1																3
立川 1<	江戸川	1	2	2				1			1												5 1
当時 1<	八王子																1	1	2		1		3
青梅 1 三鷹 1 町田 1 小笠原 業種計 1 1 1 4 6 1 1 4 3 2 2 2 1 7 2 1 3 2 2 2 2 1 3 3 2 2 2 1 3 3 3 4 6 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 3 2 2 2 1 3 3 3 4 3 5 4 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	立川	1	1		1						1	1							1		1		2
一場 1 町田 1 小笠原 1 業種計 1 1 1 4 6 1 1 4 3 2 2 2 2 1 7 2 1 3 3 2 2 2 1 3 3 3 3 4 6 4 6 6 1 7 1 8 1 8 1 9 1 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 2 2 1	青梅																		1		1		1
小笠原 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 1 7 2 1 39	三鷹	1						1									1	1					2
業種計 1 14 5 5 4 6 1 1 4 3 2 2 2 1 7 2 1 39	町田		1		1												1	1					2
	小笠原		-		-												-						
	業種計	7				1	4		1	1				1	2			1 8	7		2	!	

(注1)上段は、令和2年確定値 下段は、前年確定値

(注2)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。

令和2年死亡災害発生状況(確定値)

その2 事故の型別・業種別

東京労働局 労働基準部安全課

	1.12(4)		木性刀	· J			/ > >		7 - //					1				7/1/	アカツバ	J 75 P-3	- 1 1	
	製造業	建設業	事業	建築工 事業	木造家 屋建築 工事業	その他 の建設 業	美	ハイ ヤー・ タク シー業	その他 の運輸 交通・ 貨物取 扱業	商業	小売業	保健衛 生業	社会福 祉施設	接客娯楽業	飲食店	清掃と 畜業	ビルメ ン業	その他 の三次 産業	金融業	警備業	その他 (一次産 業)	事故の 型計
墜落、転落	1	2 8	3	2			2	1		1	1	1				7	7	1			1	7 20
転倒 "	1	1	1					1	1													2
激突		1				1				2	1											3
飛来、落下										1												1
崩壊、倒壊		<u>1</u>	1	4	1		1															<u>2</u>
激突され	1	1	1							1								1				3
はさまれ、巻 き込まれ	3						1									1		1		1		5
切れ、こすれ、																						
踏み抜き																						
おぼれ		1	1																			1
高温・低温の物 との接触		1		1																		1
有害物との 接触		2				2								2	2			1				1 4
感電																						
爆発																						
破裂																						
火災		1		1			2															3
交通事故 (道路)	1	1				1	1	1		1	1					1	1	1 2		1		5 5
交通事故(そ の他)																		1				1
動作の反動、無 理な動作																						
その他		3	1	2			2	1		1	1	1	1			1	1	2				3
分類不能																						
業種計	1 7	14		5 10	1	4	6	1	1	4	3	2	1	2	2	<u>2</u>	<u>1</u>	. 7 5		2	1	39 47
	1 50 / 1											4F.4L.VE			+ nh < h, 4.				علام ۸ :			

(注1)上段は、令和2年確定値 下段は、前年確定値 (注2) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。

令和2年死傷災害発生状況(確定値)

その1 署別・業種別

東京労働局 労働基準部安全課

	製造業	建設業	土木工事業	建築工事業	木造家屋 建築工事 業	- その他の 建設業	(注3) 陸上貨物 運送事業	ハイ ヤー・タ クシー業	その他の 運輸交 通・貨物 取扱業	商業	小売業	保健衛生業	社会福祉 施設	接客娯楽業	飲食店	清掃と畜 業	ビルメン 業	その他 の三次産 業	金融業	警備業	その他 (一次産 業)	署計	増減率 (%)
中央	20 14	124	16	101	3	7 9	27 26	10 6	7 10	125 173	71	53 33	29		114 108	189	1 79	276 300	16 23	19 28	1 3	976 974	0. 2
上野	1	23 41	1	16 28	3	10	13	11 19	2	44	25 37	109	25 14	32	23	35 32	34 29	36 54	5	15	1	307	14. 6
三田	9	53	8	43		2	26	13	13	63	36	64	26	80	60	54	50	142	8	17	1	517	-9. 0
品川	21	45	8	32	6	5	28	16	10	91	70	64	45	100	36	24	17	68 74	10	11	4	421 448	-6. 0
大田	59	49	9	35	4	5	100	35	74	82 103	52	95	52	27	16	41	19	, .	4	15	2	612 716	-14. 5
渋谷	4 15	76 115	12	57	7	7	34	29	6	164	140	134	104	58	53	57	41	148	5	39	13		-5. 6
新宿	19	81	9	67	4	5	38	10	7	166	121	252	99	94	87	105	81	180	9	52	7	978	12. 4
池袋	41 53	97	13	68 54	11	16	78 66	48	18	174	135 155	255	140 103	65	55 64	67	40	100	12	29	5	952	6. 0
王子	21	22	2	14	2	6	10	33	6	26	25 25	31 27	20	6 15	6 10	13	9		3	5 7	1	192	7. 3
足立	57	89 94	19	68	9	10	81	54 78	9	123	101	158	87 85	35 37	31	67	11	63	. 5 4	18 18	1	734	-2. 7
向島	49	47 63	7 9	31 50	4 10	9	48 41	59 52	7	93 87	70	98	86 45	40 44	32 37	30 24	13	59 45	5	20 14		530 464	14. 2
亀戸	55 57	50	9 11	34	1	7 16	148	27	10	104	74	63 25	39 23	27 28	24	31	11 18	73	7	7	2	588 593	-0.8
江戸川	45 32	60 60	18 8	33 36	10 3	9 16	100	25 24	9 10	79 83	56	57 35	40 31	26 30	19	46 29	12	23		2		454 426	6. 6
八王子	36 67	49 84	9 17	16	3	24 24	63	- 7 5	10	124	95 98	176	108	79	53 52	59	30	67 75	<u>5</u>	17	12	682	-2. 6
立川	83 86	53 77	9 19	40 50	12	4	97 97	9 14	12 13	176	139	145	89 109	49	42	55 58	24	109	7	26	3	791 768	3. 0
青梅	55 62	27 38	10	4	1	13	48 46	8	10 9	39 50	33 34	76 56	54	29 23	17	16	4	42	2	6 8	9 10	359 350	2. 6
三鷹	23	47	11 9	34 43	5 8	<u>5</u>	45 52	28 42	10	111 103	102	157	102	60 41	50 37	36 36	19 23	47	4	12 5	8	570 526	8. 4
町田	23	29 34	8	10	2	11 7	26	- 4	6 8	44	38		42 38	24 40	15 27	21 18	11	33 37	3	12	3	257 299	-14. 0
小笠原		1	1 2													1		1				3	-33. 3
業種計	621	1022 1215	179	695 842	78	148	981	445	223 343	1828	1383	2032 1194	1187	918 1057	733 827	947	605	1561 1637	103	322 327	67	10645	0. 7
増減率(%)	-12. 8	-15. 9	4. 7	-17. 5	-23. 5	-26. 7	-8. 3	-2. 4	- 35. 0	-3. 9	-3. 9	70. 2	26. 1	-13. 2	-11. 4	2.8	-8. 6	-4. 6	1. 0	-1. 5	6. 3	0.7	

(注1)上段は令和2年確定値

下段は前年確定値

(注2)データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。 (注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。

令和2年死傷災害発生状況(確定値)

その2 事故の型別・業種別 東京労働局 労働基準部安全課 その他の その他 (注3) その他 ハイ 社会福祉 接客娯楽 増減率 運輸交 保健衛生 清掃と畜 事故の型 土木工事 建築工事 木造家屋 ビルメン その他の 製造業 建設業 陸上貨物 ヤー・タ (一次産 商業 の三次産 小売業 飲食店 金融業 警備業 通·貨物 計 建築工事 建設業 施設 (%) 業 業 運送事業 クシー業 業 取扱業 318 45 76 38 228 35 52 212 20 22 212 141 70 103 64 174 125 240 17 32 1473 -21.8墜落, 転落 120 110 75 175 79 41 534 387 303 247 198 301 249 506 46 133 2508 16 416 -2.9転倒 10 30 21 101 79 48 49 46 69 61 40 74 516 激突 -1.742 63 14 66 46 14 -13.4飛来,落下 10 48 17 26 28 39 29 157 4 崩壊,倒壊 -6.059 20 47 41 -22.8激突され はさまれ 139 110 23 13 22 33 22 25 62 17 18 74 113 136 39 86 757 -13.3巻き込まれ 35 52 64 11 14 109 19 13 143 138 15 495 -17.4れ -55.0踏み抜き -75.0おぼれ 高温・低温の 24 12 11 -16.8物との接触 有害物等と 10 48 65.5 の接触 10 感電 25.0 爆発 -33.30.0 破裂 火災 -50.0交诵事故 107 20 20 49 18 131 101 80 41 11 142 764 -2.7(道路) 交通事故 -61.5(その他) 39 278 389 87 1848 動作の反動 80 10 41 214 67 363 466 123 165 89 258 16 57 14 1.1 無理な動作 40 49 14 16 1171 539.9 その他 分類不能 55.6 1383 2032 1022 179 695 148 981 445 1828 1187 918 947 1561 103 605 10645 業種計 0.7 194 0570

-3.9

70. 2

(注1)上段は令和2年確定値 下段は前年確定値

-17.5

-23.5

-26.7

-8.3

-2.4

-35.0

増減率(%)

-13. 2 (注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。

26. 1

(注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。

1.0

-4.6

-1.5

6.3

0.7

~ 本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防を行いましょう ~

令和2年の東京労働局管内の熱中症による休業4日以上の労働災害は77人(令和3年2月24日現在)で、 前年に比べ増加しました。業種別では、建設業と警備業が約35%を占め、そのほか陸上貨物運送事業、 ビルメンテナンス業など幅広い業種で発生しています。また、屋外作業に限らず、屋内作業においても 発生しています。

月別の熱中症による死傷者数をみると、全体の約8割は7月から8月にかけて発生していますが、5月 以前にも発生しています。

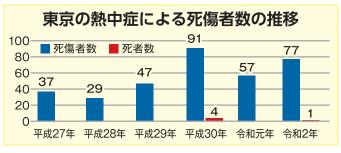
熱中症に対しては、正しい知識と適切な予防対策や応急処置が必要です。本格的な夏を迎える前から、 計画的に熱中症の予防を行いましょう。













令和2年に発生した熱中症の発生事例(東京)

(参考)気温は、東京管区気象台(千代田区大手町)の値です。

発生月 時間	業種	発生状況	発生時気温 (発生日最高気温)	休業見込 日 数 等
8月 9時	ビルメンテ ナンス業	マンションのゴミ庫内の清掃中、ゴミ庫内が高温の環境で あったため、熱中症の症状が出て、救急搬送された。	31.5℃ (34.2℃)	約20日
7月 1 4時	貨物自動車 運送業	客先での荷下ろし作業中、熱中症により急に手足がしびれて 体調不良となった。	29.3℃ (31.2℃)	約30日
8月 13 時	警備業	日陰のない工事現場で警備中、水分をとっていたが気分が悪 くなり、救急搬送された。	31.9℃ (32.5℃)	約10日
8月 1 5時	建築設備 工事業	屋外で配管作業中、多量の発汗と指先の震えを発症し、病院で の診察の結果、熱中症と診断された。	30.3℃ (34.7℃)	約 9日

熱中症とは高温、多湿の環境下で体内の水分と塩分のバランスが崩れ、体内の調整機能が破綻 は、熱中症を発症した可能性があります。

I度

めまい・失神 「立ちくらみ」のこと。「熱失神」と呼ぶこともあります。

筋肉痛・筋肉の硬直 筋肉の「こむら返り」のこと。「熱けいれん」と呼ぶこともあります。

大量の発汗

Ⅱ度

頭痛・気分の不快・吐き気・おう吐・けん怠感・虚脱感

体がぐったりする、力が入らないなど。従来「熱疲労」と言われていた状態です。

川貫

意識障害・けいれん・手足の運動障害

呼びかけや刺激への反応がおかしい、ガクガクとひきつけがある、まっすぐ歩けないなど。

高体温体に触ると熱いという感触があります。





4月中に実施しましょう/

暑さ指数(WBGT値)の把握の準備



作業計画の策定など

設備対策・休憩場所の 確保の検討

服装などの検討

教育研修の実施

熱中症予防管理者の 選任と責任体制の確立

緊急事態の措置の確認

熱中症を防ぐには

直射日光等により高温·多湿になる屋外作業場などでは、熱中症を予防するため次の対策に努めてください。

I had the sense of the desire with
作業情惜勞坤
一下木垛况后灶

□ 日よけや通風をよくするための設備(スポットクーラー等)を設置し、作業中適宜散水する。	。(通風が
悪い場所での散水については、散水後の湿度上昇に注意する。)	

- □ 水分や塩分を補給するためのものや身体を適度に冷やすことができる氷や保冷剤、冷たいおしぼりなどを備付け、摂取・使用状況を確認する。
- □ 作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所または日陰などの涼しい休憩場所を設ける。
- □ 作業中の暑熱環境の変化がわかるよう、JIS規格「JIS B7922」「JIS Z 8504」に適合した暑さ指数計によりWBGT測定を行う。

2 作業管理

- □ 作業休止時間や休憩時間を確保し、高温多湿作業場所の連続作業時間を短縮する。
- □計画的に熱への順化期間を設ける。
- □作業服は透湿性と通気性のよいもの、帽子は通気性のよいものを着用する。
- □ マスク着用時は、負荷のかかる作業を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクを外して休憩をとる。屋外で人と十分な距離(少なくとも2メートル以上)を確保できる場合で、大声を出す必要がない時は、マスクを適宜外す。ただし、防塵マスクなど作業に必要なマスクは確実に着用する。

❸ 健康管理 ■

- □健康診断結果などにより労働者の健康状況をあらかじめ把握しておく。また、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等に注意する。
- □ 労働者の健康状況等の確認を行うため、作業前に体調確認を行うとともに作業中は巡視を頻繁に行う。
- □朝食摂取、前日の飲酒量の確認を行う。

4 労働衛生教育

□ 労働者が高温多湿場所で作業する場合、作業管理者と労働者に対してあらかじめ、①熱中症の症状 ②熱中症の予防方法 ③緊急時の処置 ④熱中症の事例 についての労働衛生教育を行う。

異常時の措置 ~少しでも異変を感じたら~

□ 一旦作業を離れる □ 病院へ運ぶ、または救急車

□病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ □病院へ運ぶまでは一人きりにしない

救急措置

少しでも異常が見られたら次の応急処置を行うとともに、呼びかけに対する返事がおかしい等意識障害がある、自力で水分を摂取できない、症状が回復しない、その他必要と認める場合には直ちに医療機関へ搬送してください。



- ◆暑い現場から涼しい日陰、または冷房が効いている部屋などに移す。
- ◆水分と塩分の摂取を行う。
- ◆衣類をゆるめて(場合によっては脱がせて)、体から熱の放散を助ける。
- ◆うちわ、扇風機の風に当て、氷のう等で首、脇の下、足の付け根を冷やす。

建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止

~建設現場におけるマスク等の正しい選び方、使い方について~

建設現場で必要な対応

混在作業が行われる建設現場では、マスク等の着用も含め、一人ひとりの感染防止に 向けた対応が職場全体の感染リスクを抑えることにつながります。

換気の悪い屋内空間において複数人で作業を行う場合にはマスク等を着用する必要が ありますが、**単独作業の場合や屋外で他の作業員と十分な距離(2m以上)が確保でき** る場合などでは、熱中症予防の観点からマスク等を外した方がよい場合も考えられます。 熱中症予防に配慮した上で、感染防止を図るには、**「マスク等を着用する場面」、「マス ク等の選び方」、「正しい着用方法」を作業員一人ひとりに徹底することが重要**です。

作業に応じたマスク等の選び方

①マスク等の種類と特性

マスク等は、飛沫の飛散防止、飛沫の吸入防止のために着用するものですが、様々な 種類のものがあります。市販の不織布マスクをはじめ、一般に使用されているマスク等 を建設現場で使用すること想定した場合の特性をまとめると次のとおりです(※1)。

「◎・優れている」、「○・良好」、「△・普通」、「×・やや劣る」

	顔面への密着	フィルタの密度	飛沫吸引防止	飛沫飛散防止	呼吸しやすさ	快適さ/蒸し暑さ					
不織布マスク	Δ	0	0	0	×	Δ					
布マスク	Δ	△~○	Δ	0	Δ	Δ					
ウレタンマスク	Δ	Δ	Δ	0	Δ	0					
マウスシールド	×	×	×	×	©	0					
フェイスシールド	×	×	×	Δ	0	0					
ネックガード	Δ	Δ	Δ	0	0	0					
取替え式防じんマスク(※2)	0	0	0	0	×	×					
使い捨て式防じんマスク(※2)	0	0	0	0	×	Δ					

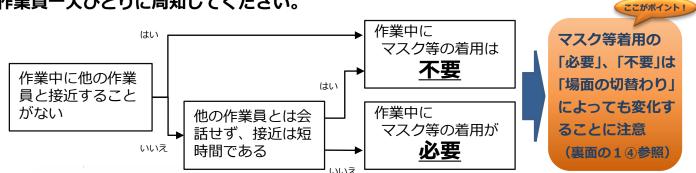
^(※1) 令和2年度厚生労働科学特別研究事業「建設現場での作業等におけるプロテクタの選定・使用ツールキットの開発に関する調査研究」をもとに作成したもの。 調査研究は一部の製品を対象として測定を行った結果を取りまとめたものであり、個々の製品によっては上記の表とは特性が異なる場合があります。

②マスク等を着用すべき場面

建設現場における作業は、単独作業や他の作業員と十分な距離(2m以上)をとって 行われる場合がある一方、「朝礼」や「作業工程の確認」などのほか、「休憩・食事」、「工事 用エレベータでの集団での移動」など、作業員同士が近くに集まる場面もあります。

管理者は、個々の作業が行われる状況を踏まえ、**マスク等を着用すべき場面を特定し、**

作業員一人ひとりに周知してください。





都道府県労働局・労働基準監督署

^(※2) 一定の作業の際は、労働安全衛生関係法令に基づき、防じんマスクの着用が義務付けられています。

③作業負荷とマスク等着用による熱中症リスク

マスク等の着用による新型コロナウイルスの感染防止効果や熱中症発症リスクについ ては、現時点では定量的に明らかになっていませんが、令和2年度に実施した研究(※) の結果、以下のようなことが分かっています。

- ①マスク等の着用により呼吸時の負担感が増加し、飛沫飛散防止等の効果が高いもの では息苦しさを強く感じる
- ②軽い負荷の運動では、マスク等の有無により深部体温の上昇には差がない
- ③マスク等の内部の「酸素濃度の低下」、「二酸化炭素濃度の上昇」が見られた (軽い負荷の運動では血液中のガス濃度に影響はないが、高負荷作業には注意が必要)
- (※) 令和2年度厚生労働科学特別研究事業「建設現場での作業等におけるプロテクタの選定・使用ツールキットの開発に関する調査研究」

④マスク等の選定に当たっての考え方

○ マスク等の選定に当たって考慮すべき事項

飛沫飛散防止等の効果が高いマスク等を着用していても、作業中の息苦しさを和ら げるため、顔とマスク等との間に隙間を作った場合には感染防止効果が低下します。

マスク等の選定に当たっては、①作業負荷のほか、②作業時の人との距離、③作業 場所の状況、4)連続作業時間、⑤コミュニケーションの取りやすさなどにも留意しま しょう。

○ マスク等が必要な場面への備え

休憩や昼食、作業連絡、車両やエレベータでの移動などの際に他の作業員と十分な 距離が確保できない場合には、マスク等の着用が必要になります。**マスク等の着用が** 不要な作業であっても、「場面の切替わり」に備え、マスク等を携帯しましょう。

⑤マスク等の着用状況と接触感染

マスク等を着用しない、又は**飛沫飛散防止効果が低いマスク等を着用**して作業を行っ た場合、作業対象や工具等に飛沫が付着する可能性が高まります。複数の作業員が共用 **する工具等や操作盤などについては接触感染防止のため、こまめに消毒**しましょう。

マスク等の正しい付け方と効果

作業中の息苦しさから「あごに掛ける」、「鼻を出す」など、正しい方法で着用しなかった 場合、マスク等の感染防止効果が低下します。**マスク等は正しい方法で着用し、息苦し** さなどを感じた場合にはマスク等を外せる環境で休憩をとるようにしましょう。









鼻や口をしっかりと覆う(息苦しさから「あご」に掛けたり「鼻」を出したりしない)

現場管理者の役割 3

①計画段階での検討

計画段階から、換気の悪い室内での作 業や作業員同士が接近する機会を減らす よう努めましょう。

(例) 朝礼の工夫、作業時間帯や休憩時間の分散、 マスクを外せる休憩場所の確保 等

②現場でのルール化

熱中症予防と感染防止に向けた**現場の** ルールを定め、徹底しましょう。

(例) マスク等を着用すべき場所の掲示、休憩場所 の使い方、職場外での留意事項 等